

事業概要

令和5年度(2023年度)版

<抜粋>



江戸川区児童相談所

1 江戸川区の概要（令和6年4月1日現在）

面 積	49.09km ²
人 口	690,476人
児 童 人 口	98,702人
総 世 帯 数	355,495世帯

2 児童相談所の概要

名 称	江戸川区児童相談所(愛称:はあとポート)
所 在 地	江戸川区中央三丁目4番18号
所 管 区 域	江戸川区全域
事 業 開 始	令和2年4月1日
敷 地 面 積	2,285m ²
延 床 面 積	4,508m ²
建 物 規 模	地上4階建 鉄筋コンクリート造 1階 児童相談所玄関、地域交流スペース等 2階 事務室、相談室等 3階 児童相談所受付、事務室、相談室、家族支援室等 4階 心理相談室、体育館、会議室等

3 目的・理念

児童福祉法第1条では「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」と定め、子どもが権利の主体であることを明確にしている。

本児童相談所では、全ての子どもが等しく持つ「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」を保障するため、「江戸川区の子どもは江戸川区で守る」をモットーに、子どもが抱える問題や子どものニーズ、子どもの置かれた状況などを的確に捉えながら江戸川区の地域力を活かして地域住民、関係機関等と連携して重層的な支援に取組み、子どもの最善の利益を優先した相談援助活動の展開を図る。

江戸川区児童相談所の3つの一元化

①指揮系統の一元化＜危機管理＞

児童相談所と子ども家庭支援センターの二元体制を一機関に集約

②支援対応の一元化＜虐待の発生予防及び早期発見・早期対応＞

母子保健や子育て支援、学校教育等の基礎的サービスを駆使し、地域住民や関係機関との連携により虐待の発生を防止

③窓口の一元化＜区民の利便性向上＞

18歳未満の子どもに関するあらゆる相談を一か所で受け止め、区民が迷うことなく気軽に相談できる体制を整備

4 組織及び職員の配置（令和6年4月1日現在）

組織

児童相談所

相談課

庶務係

事業係

支援係

母子保健連携係

援助課

援助調整係

援助第一係

援助第二係

援助第三係

施設支援係

里親支援係

課務担当係

措置費共同経理課

経理第一係

経理第二係

一時保護課

庶務係

調整係

保護第一係

保護第二係

保護第三係

弁護士

児童相談所医

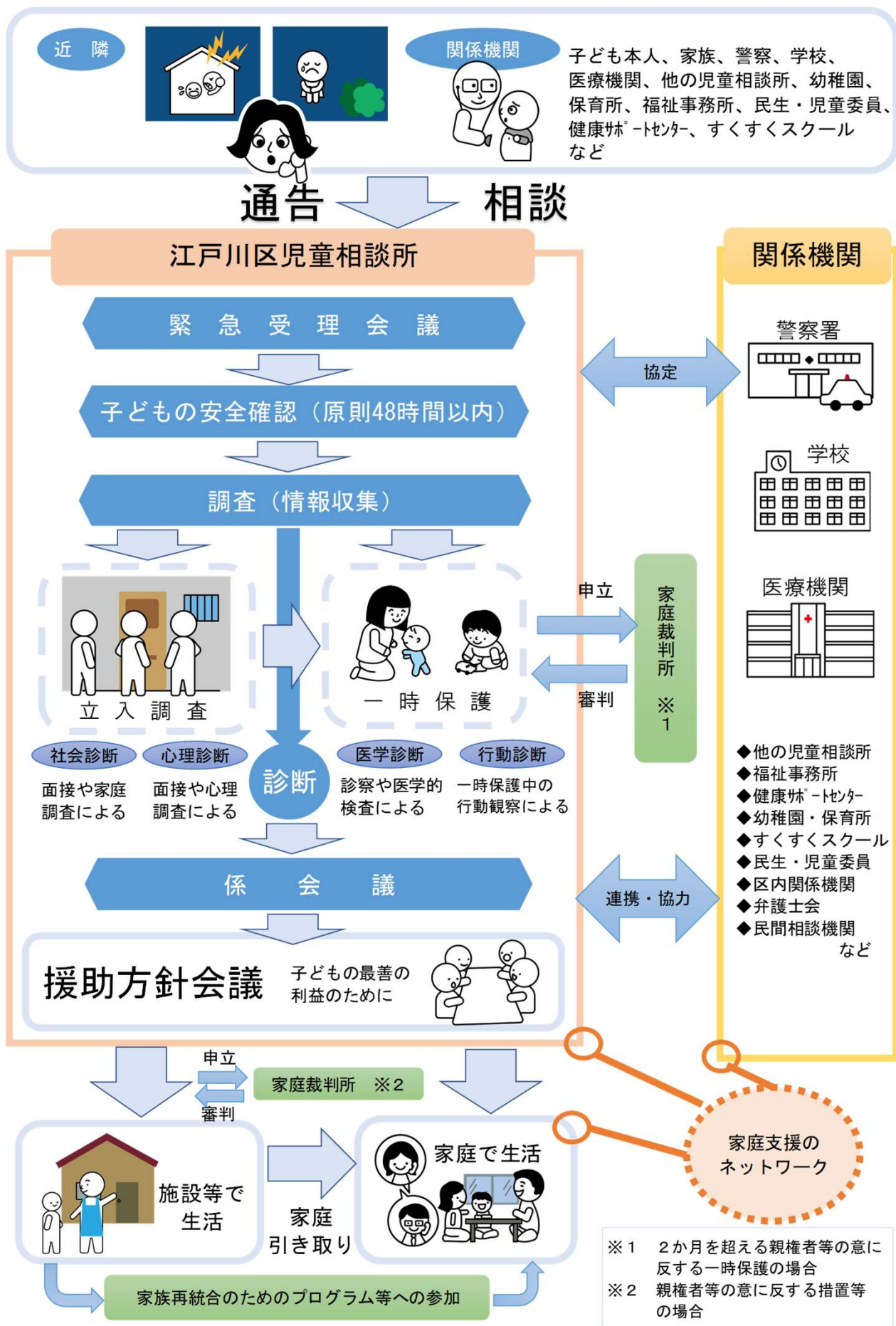
職員の配置

所属・職種等		配置数	うち 非常勤
所長		1	0
相談課	課長	1	0
	社会福祉主事	9	1
	保健師	4	1
	子育て心理相談員	3	3
	子ども家庭支援ワーカー	6	6
	事務	13	4
援助課	課長	1	0
	児童福祉司	36	0
	児童心理司	19	0
	保健師	1	0
	虐待対応強化専門員	2	2
	虐待対応協力員	3	3
	里親支援員	0	0
	法的対応事務員	0	0
	学校連携支援員	1	1
	事務等	27	11
同措置費共同経理課	課長	1	0
	事務	9	0
一時保護課	課長	1	0
	児童指導員	38	1
	看護師	2	2
	心理療法担当職員	2	1
	学習指導員	4	4
	児童支援補助員	15	15
	事務	1	1
弁護士		1	0
児童相談所医		2	2
計		203	58

5 相談の種類

養 護 相 談	児童虐待相談、養育困難などに関する相談
保 健 相 談	一般的健康管理に関する相談
障 害 相 談	知的障害、ことばの遅れ、肢体不自由などに関する相談
非 行 相 談	ぐ犯行為、触法行為に関する相談
育 成 相 談	しつけ、性格行動、不登校などに関する相談
里親に関する相談	里親としての養育を希望する方からの相談
その他の相談	上記のいずれにも該当しない相談

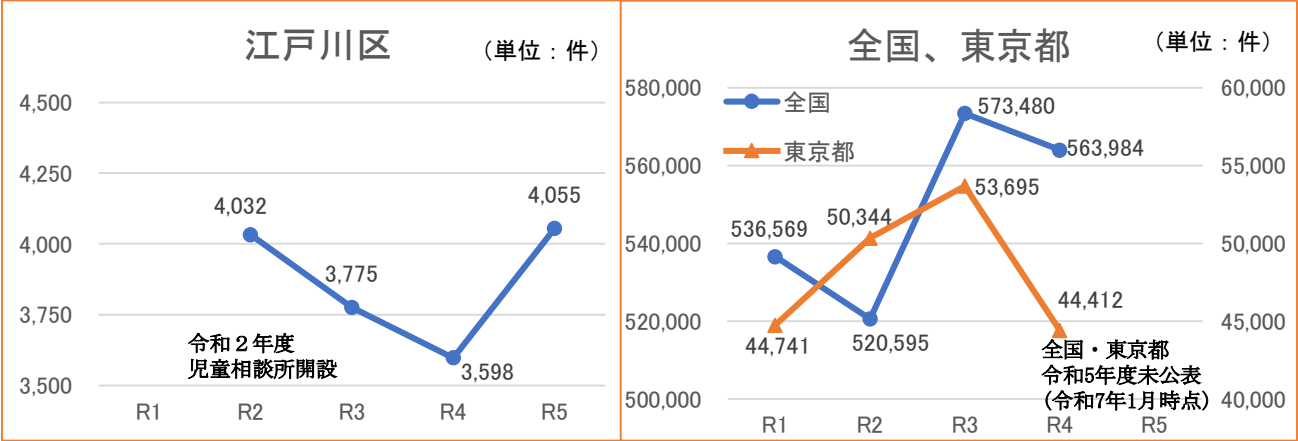
6 相談の流れ（虐待対応の場合）



7 相談受理状況(令和5年度)

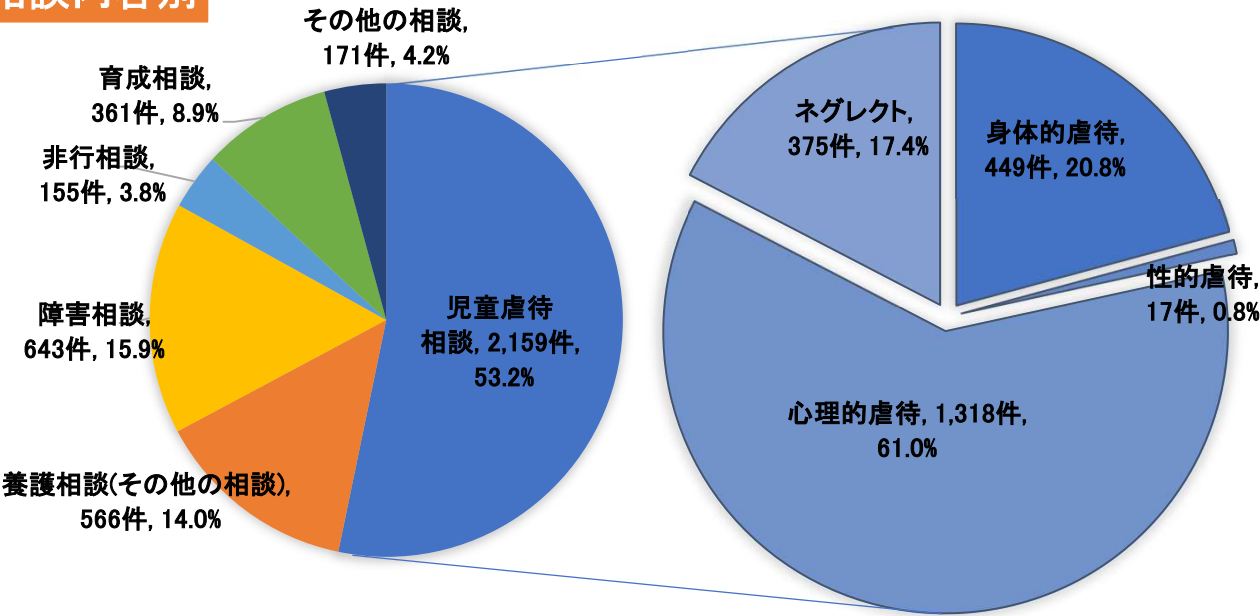
令和5年度の江戸川区児童相談所における相談受理件数は4,055件である。

受理の推移



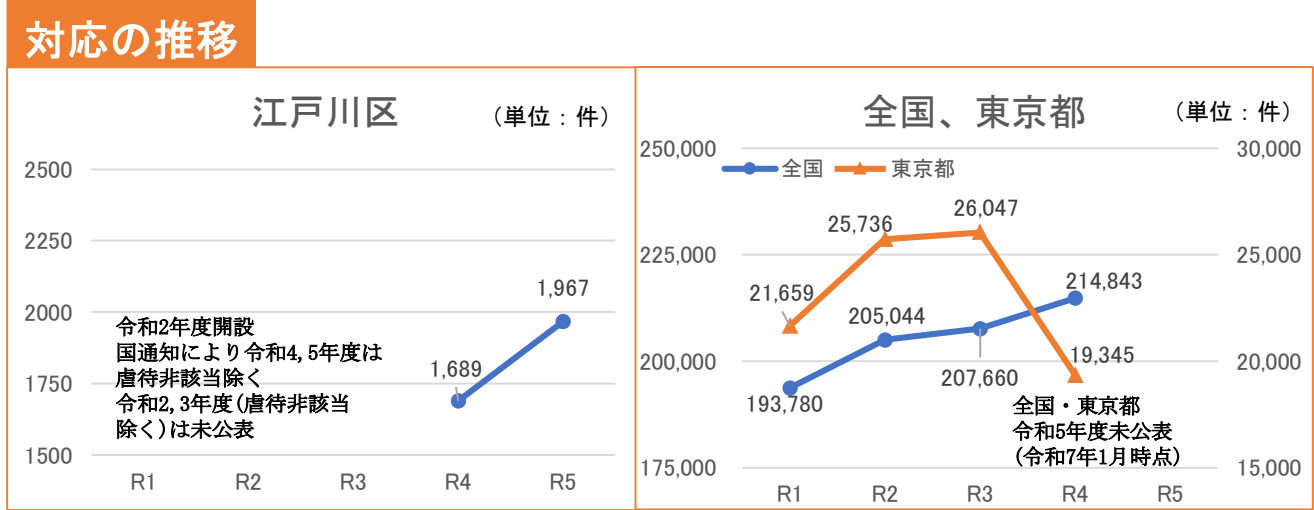
※東京都の令和2年度・令和3年度は特別区児童相談所の件数を含める。
令和4年度は特別区児童相談所の件数を含めない。

相談内容別

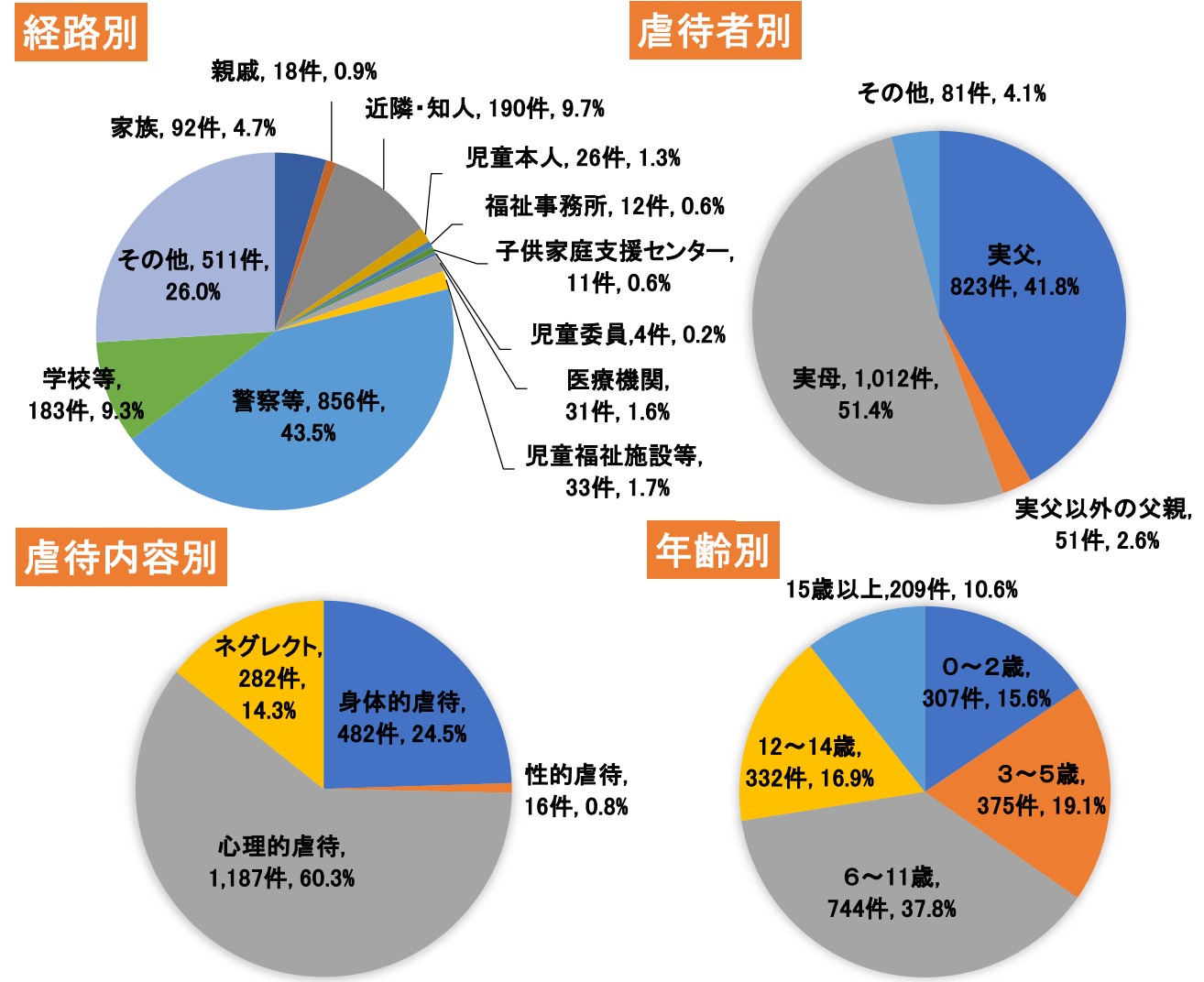


8 児童虐待相談対応状況(令和5年度)

令和5年度の江戸川区児童相談所における虐待対応件数は1,967件である。なお虐待対応件数とは、本年度中に新たに受け付けた虐待相談及び前年度に調査中であった虐待相談のうち、本年度中に援助方針を決定した件数である。



※ 東京都の令和2年度・令和3年度は特別区児童相談所の件数を含める。
令和4年度は特別区児童相談所の件数を含めない。



9 一時保護決定(委託変更含む)の状況（令和5年度累計）（単位：件）

施設種別	乳幼児	学齢男児	学齢女児	計
区一時保護所	24	105	96	225
区外一時保護所	4	5	3	12
乳児院	12	0	0	12
児童養護施設	1	1	2	4
里親	1	18	13	32
児童自立支援施設	0	0	0	0
医療機関	2	4	6	12
障害児関係施設	0	0	0	0
自立援助ホーム	0	8	4	12
その他	0	0	1	1
計	44	141	125	310

10 施設入所の状況（令和5年度末時点）（単位：人）

施設種別	乳幼児	学齢男児	学齢女児	計
乳児院	19	0	0	19
児童養護施設	16	80	75	171
里親他	6	19	19	44
児童自立支援施設	0	5	1	6
児童心理治療施設	0	0	0	0
自立援助ホーム	0	4	7	11
障害児入所施設(措置)	1	10	3	14
計	42	118	105	265
施設種別	乳幼児	学齢男児	学齢女児	計
障害児入所施設(契約)	1	7	2	10

11 里親登録・委託状況（令和5年度末時点）（単位：家庭）

里親種別	登録家庭数	委託家庭数	委託児童数
養育家庭	38	21	27
(再掲 専門養育家庭)	(1)	(0)	(0)
養育家庭・養子縁組里親	7	0	0
養子縁組里親	11	1	1
親族里親	1	1	1
ファミリーホーム	1	1	3

12 後見人・立入調査等（令和5年度）（単位：件）

出頭要求	立入調査	再出頭要求	臨検・搜索	警察援助要請	後見人選任の請求	
0	0	0	0	3	請求件数	承認件数
					1	1

事業概要
令和5年度(2023年度)版

<抜粋>

**令和6年6月発行
令和7年1月改訂**

**〒132-0021
江戸川区中央3-4-18
電話03-5678-1810**